

平成 23 年 6 月 29 日
景観形成基準の告示日

平成 23 年 10 月 1 日
同施行日

平成 27 年 3 月 31 日
区域変更告示日

平成 27 年 7 月 1 日
区域変更施行日

川崎駅周辺景観計画特定地区

景観形成方針・基準



川崎市

まちづくり局 計画部 景観担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-3022/044-200-3025

川崎市

はじめに

川崎駅周辺地区では、昭和 56 年度に「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」を策定し、川崎駅東口周辺の公共事業や民間再開発事業などについて、関係事業者との協議を重ねながら、調和のとれた街なみを形成してきた経緯があり、平成 22 年度には、東口駅前広場の再編整備が完了しました。また、川崎駅西口周辺についても、大規模な土地利用転換や公団住宅等の再編整備に併せ、関係事業者との協議を重ねながら、当地区の景観づくりを推進してきました。

しかしながら、当地区の都市景観を担保する法令等の位置づけがない状況であったことから、平成23年10月に、景観法及び川崎市都市景観条例に基づく「景観計画特定地区」を指定しました。本特定地区内では、景観形成方針・基準を定め、建築行為等に係る届出制度や公共事業の推進により、当地区の良好な都市景観を維持・発展させてきました。

また、平成27年7月には、新たに東口駅前東地区を景観計画特定地区に指定したところであり、今後も、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図ることとしています。

このパンフレットには、当地区の「景観形成方針」として景観づくりの考え方を、「景観形成基準」として建築物・工作物・屋外広告物・公共施設等の具体的なデザイン基準等が記されています。

これにより、当地区の景観づくりのあり方を御理解いただければと思います。

平成28年3月

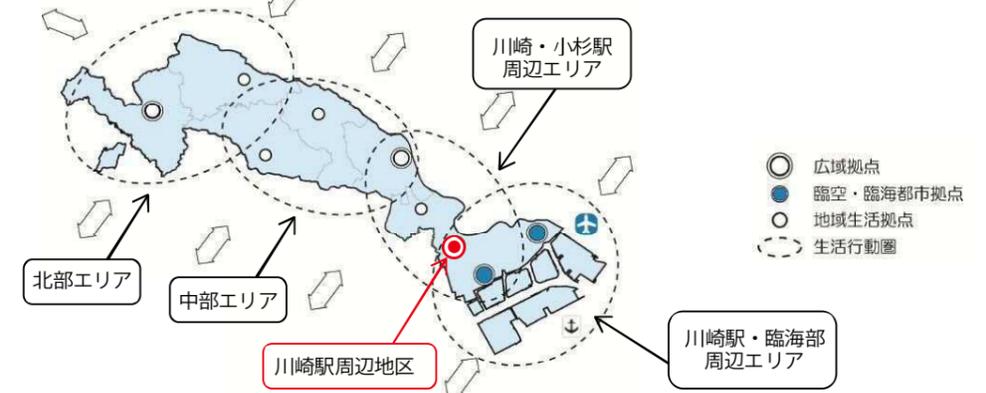
目次

はじめに	01
川崎駅周辺の位置づけ	02
川崎駅周辺の主なまちづくり	03
区域・景観形成方針	05
景観形成基準 建築物又は工作物の形態意匠の制限	07
景観形成基準 屋外広告物に関する行為の制限	13
景観形成基準 公共用地	23
適用除外・届出の手続き	25

川崎市総合計画

本市では、首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」の整備等により、『魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくり』のさらなる推進に取り組むこととしています。川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進めることで、都市の活力を高め、持続可能なまちづくりを推進することとしています。

都市構造のイメージ図



川崎市都市計画マスタープラン

川崎駅周辺地区は、市外の隣接都市拠点との調和のもとに適切な機能分担を行い、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた「広域拠点」の形成をめざす地区として位置づけられています。

川崎駅周辺総合整備計画

川崎駅周辺総合整備計画には、川崎駅周辺地区のめざすべきまちづくりの方向性を示す6つの基本方針、9つの基本施策、24の施策課題が位置づけられています。

川崎駅周辺の都市景観に係る取組については、「基本施策8：美しい都市景観・都市環境の形成」に基づき、「施策課題21：駅前にふさわしい健全な街並み誘導」が位置づけられており、本市の広域拠点の駅前にふさわしい景観づくりを推進することとしています。

《基本方針》

①魅力と活力ある広域拠点の形成

②区内を従来しやすいまちづくり

③安全・安心に過ごせるまちづくり

④人と環境にやさしく持続可能なまちづくり

⑤個性的でにぎわいのあるまちづくり

⑥市民協働のまちづくり

《基本施策》

8 美しい都市景観・都市環境の形成
《施策課題》

21. 駅前にふさわしい健全な街並み誘導

「川崎駅周辺景観計画特定地区」の景観形成方針・基準に基づき、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた、広域拠点の駅前にふさわしい景観づくりを推進します。併せて、その周辺の骨格となる回遊性の向上が図られるよう、街路の沿道などの街並みを誘導します。

川崎駅周辺地区の整備状況

川崎駅西口堀川町地区

都市計画決定:2003(H15)年度、2014(H26)年度(再開発等促進区)
地区面積:11.7ha
主な用途:商業・業務・住宅・道路、広場

●ラゾーナ川崎プラザ
主な用途:商業(7.9万㎡)、多目的ホール
完成:2006(H18)年度

●ラゾーナ川崎レジデンス
主な用途:住宅(667戸)
完成:2006(H18)年度

●大宮中幸町線(堀川町区間)
幅員:26m
完成:2006(H18)年度

●川崎駅西口線
幅員:18m
完成:2006(H18)年度

●川崎駅西口第1駅前広場
面積:0.5ha
完成:2006(H18)年度

●ラゾーナ川崎東芝ビル
主な用途:業務、科学館
完成:2013年(H25)年度

堀川町線
都市計画決定:1985(S60)年度
幅員:20m 完成:1989(H元)年度

川崎駅前西口広場
都市計画決定:1985(S60)年度
面積:1.1ha 完成:1989(H元)年度



川崎駅西口中幸町地区
地区面積:1.0ha
主な用途:住宅(522戸)、道路・公園

●フローレル川崎中幸町
主な用途:住宅(157戸)
完成:2003(H15)年度

●クレセント川崎タワー
主な用途:住宅(365戸)
完成:2008(H20)年度

●大宮中幸町線(堀川町区間)

川崎駅西口大宮町地区(事業中)

都市計画決定:1999(H11)年度、2005(H17)年度、2008(H20)年度(再開発等促進区)
地区面積:8.2ha
主な用途:商業・業務・文化・住宅・医療、道路

●川崎駅西口地区(ミューザ川崎)
都市計画決定:1999(H11)年度
(第一種市街地再開発事業)

地区面積:1.3ha
主な用途:業務、ホール(1997席)、商業
完成:2003(H15)年度

●アーベインピオ川崎
主な用途:住宅(574戸)、事務所等
完成:2003(H15)年度



●市営大宮町住宅 主な用途:住宅(54戸) 完成:1997(H9)年度

●ヴィルクレール川崎タワー 主な用途:住宅(105戸)、事務所等 完成:1999(H11)年度

●イクス川崎ザ・タワー 主な用途:住宅(160戸)、事務所等 完成:2000(H12)年度

●大宮中幸町線(大宮町区間) 幅員:26m 完成:2006(H18)年度

●プリリアタワー川崎 主な用途:住宅(395戸) 完成:2008(H20)年度

●川崎ゲートタワー 主な用途:住宅(110戸) 完成:2012(H24)年度

●川崎幸病院 主な用途:病院 完成:2012(H24)年度

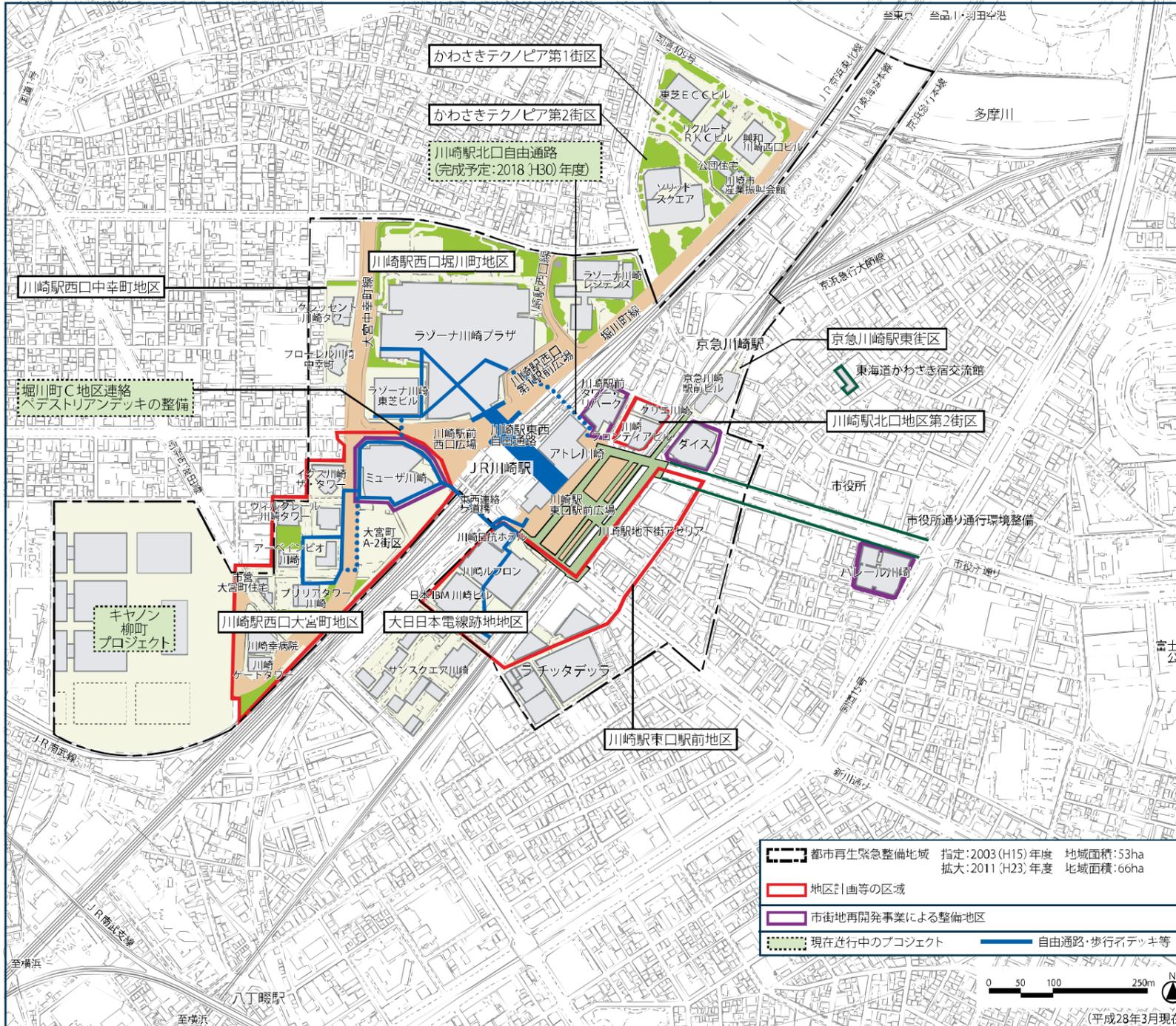
大日本電線跡地地区

都市計画決定:1979(S54)年度(用途地域変更)
地区面積:5.2ha
主な用途:商業(9.5万㎡)、業務(7.4万㎡)
ホテル(185室)・住宅(678戸)
完成:1987(S62)年度



ラチッタデッラ

地区面積:1.6ha
主な用途:商業・映画館等(4.1万㎡)
完成:2002(H14)年度



かわさきテクノピア第1街区

都市計画決定:1985(S60)年度(特定街区)
地区面積:3.3ha
主な用途:業務(16.7万㎡)・住宅(143戸)
完成:1988(S63)年度

かわさきテクノピア第2街区

都市計画決定:1990(H2)年度(地区計画)
地区面積:2.3ha
主な用途:業務・商業(16.9万㎡)
完成:1995(H7)年度



川崎駅東口駅前広場

都市計画決定:1981(S56)年度 面積:3.1ha
完成:1986(S61)年度
再編整備:2010(H22)年度



川崎地下街アゼリア

都市計画決定:1981(S56)年度、1984(S59)年度
完成:1986(S61)年度
リニューアル:2015(H27)年度

川崎駅東西自由通路

都市計画決定:1985(S60)年度 幅員:25m
完成:1988(S63)年度

東海道かわさき宿交流館

主な用途:展示場(1千㎡)、駐輪場併設(約450台)
完成:2013(H25)年度



市役所通り通行環境整備

延長:約440m(両側)
時間利用駐輪場:487台
完成:2013(H25)年度



東田町8番地地区(パレル川崎)

都市計画決定:1986(S61)年度
(第一種市街地再開発事業)
地区面積:1.1ha
主な用途:事務所・商業(3.5万㎡)・住宅(100戸)
完成:1990(H2)年度



川崎駅北口地区第1街区(タワー・リパーク)

都市計画決定:1989(H元)年度
(第一種市街地再開発事業)
地区面積:0.5ha
主な用途:事務所、商業、図書館等(3.5万㎡)
完成:1995(H7)年度



川崎駅北口地区第2街区

都市計画決定:2008(H20)年度(地区計画)
●10番地地区(クリエ川崎)
地区面積:0.1ha
主な用途:商業、事務所、住宅(5戸) 0.7万㎡
完成:2011(H23)年度
●11番地地区(川崎フロンティアビル)
地区面積:0.2ha
主な用途:商業、事務所(1.4万㎡)
完成:2012(H24)年度



川崎駅北口地区第3西街区(ダイス)

都市計画決定:1997(H9)年度
2000(H12)年度
(第一種市街地再開発事業)
地区面積:0.8ha
主な用途:商業、映画館(3.9万㎡)
完成:2003(H15)年度



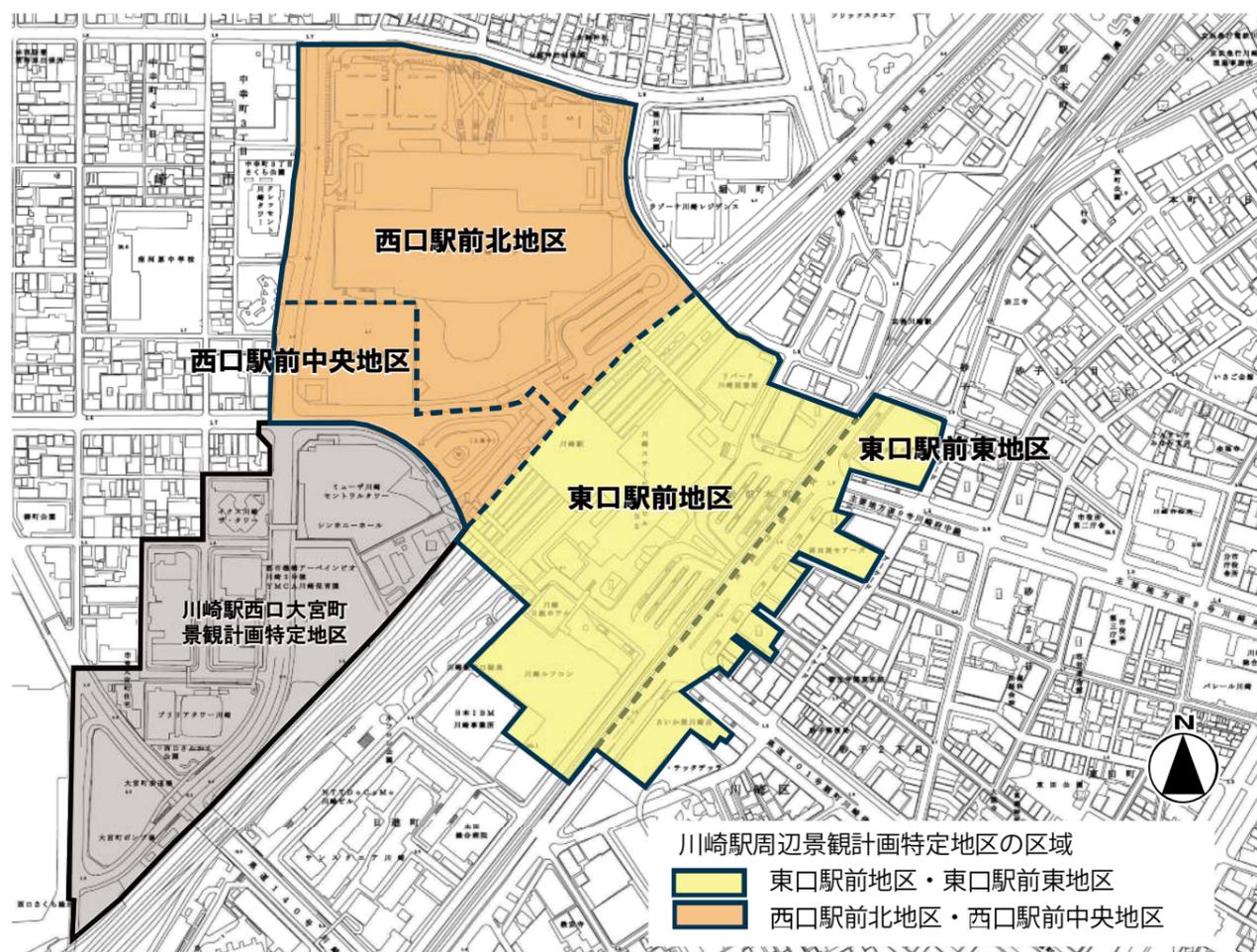
京急川崎駅東街区(京急川崎駅前ビル)

地区面積:0.4ha
主な用途:商業、ホテル(175室)、
保育所(60名)
完成:2015(H27)年度



はじめに
位置づけ
まちづくり
景観形成方針
景観形成基準(建築物・工作物)
景観形成基準(公共用地)
届出の流れ

景観計画特定地区の区域



川崎駅周辺景観計画特定地区をこれまでの街づくりの経緯により、東口駅前地区、東口駅前東地区、西口駅前北地区、西口駅前中央地区の4つの地区に区分し、景観形成の基本目標、景観形成のコンセプト、景観形成の方針・基準を定めています。

川崎駅西口大宮町地区（平成19年12月景観計画特定地区指定済）

豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ち着きと知性」が感じられる街なみづくり
川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり
年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かみと深み」が感じられる街なみづくり

景観形成の方針

- 人工地盤等によるネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する

景観形成のコンセプト

建築物・工作物等のデザイン

- 風格と暖かみが感じられ、レンガ倉庫のイメージを活かした厚重感のある街なみや、人工地盤のネットワークを活かした奥行き感のある回遊性を誘導する

屋外広告物のデザイン

- 落ち着きのある街なみを創出するために、広告物の掲出を抑制する



東口駅前地区・東口駅前東地区

川崎市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」が感じられる街なみづくり

景観形成の方針

- 駅前広場と一体的な明るく開放的な都市空間を形成する
- 西口・東口地区を結ぶ回遊性の高い空間を形成する
- 人々が交流し、憩える空間を形成する

景観形成のコンセプト

建築物・工作物等のデザイン

- 明るさと開放感が感じられる街なみを誘導する

屋外広告物のデザイン

- 既成市街地の賑わいと連続性に配慮する



西口駅前北地区

商業・交流機能の核にふさわしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり
人々が憩い交流する「ゆとりと楽しさ」のある街なみづくり

景観形成の方針

- 計画的かつ一体的な土地利用を行い、シンボル性の高い個性豊かな街なみを形成する
- 駅に直結し周辺地区を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する

景観形成のコンセプト

建築物・工作物等のデザイン

- 「象徴性」や「賑わい」が感じられ、ランドマークとしてのシンボル性の高い街なみとする

屋外広告物のデザイン

- 規則的な配置により賑わいを創出する



西口駅前中央地区

川崎駅西口駅前広場を核とする「落ち着きと風格」が感じられる街なみづくり

景観形成の方針

- 隣接する地区との連携を図りながら、潤いのある空間を形成する
- 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市空間を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する

景観形成のコンセプト

建築物・工作物等のデザイン

- 「落ち着き」や「風格」が感じられ、西口大宮町と西口駅前北地区を結ぶ中間的な立地から、回遊性の高い街なみとする

屋外広告物のデザイン

- 広告物の掲出を一定程度抑制する



施設計画・建築物のデザイン

- 壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。
- 低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、ぎわいの演出に配慮する。
- 外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。
- バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁の外枠に組み込む等、一体的なデザインとなるよう努める。
- 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。
- 建築物付帯施設又は屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。
- 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、建築物の入口部分についても開放的なデザインとするよう努める。
- 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならない。
- 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。



民有地 敷地・通路・広場

- 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。
- 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。
- 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。
- 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。
- 大きな敷地においては、通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。

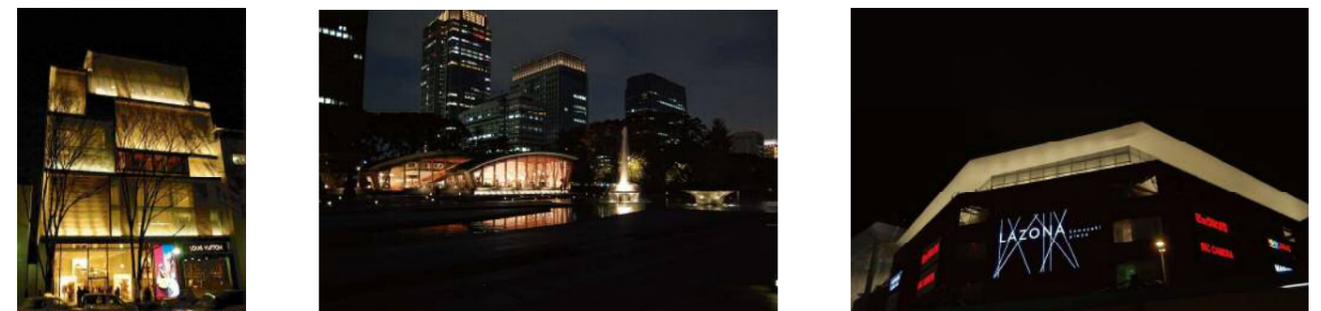
みどり

- 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努める。
- 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。



照明

- 屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとし、原則として過度に点滅する照明は使用しない。
- 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度3,000K以下程度）を基調とする。
- 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。
※にぎわいを演出する良質な景観照明、又は川途上やむを得ない場合は除く。
- 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努める。
- 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。



施設計画・建築物のデザイン

- 広場方向に対して正面性を持たせた建築物の配置により、駅前広場と一体となった、明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるデザインとする。
- 川崎駅東口の正面玄関としてのイメージを高める洗練された風格あるデザインとする。
- シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努める。

※各地区共通基準 ⇒ P7



民有地 敷地・通路・広場

- 敷地内通路については、明るく開放的で都会性を演出したデザインとなるよう努める。

※各地区共通基準 ⇒ P8



みどり

- 川崎駅東口駅前広場の植栽と一体的となった景観を形成するよう、樹種及び配置を揃える。

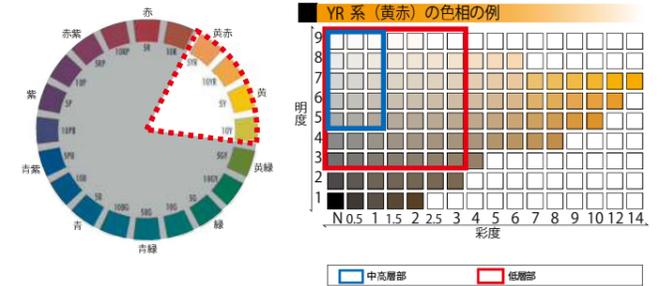
※各地区共通基準 ⇒ P8



外壁の色彩

- 明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるよう、白を基調とした色彩計画とする。
- 建築物等の外壁の色彩は、下表の範囲内^{※1}とする。

	色相	明度	彩度
中高層部 (地上10mを超える部分)	5YR~9.9Y	5以上	1以下
低層部 (地上10m以下の部分)	5YR~9.9Y	3以上	3以下



※1 建築物等の壁面の5%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては適用しない。

- 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。



施設計画・建築物のデザイン

■ 西口駅前北地区

- 建築物及び付帯施設によって構成される空間は、川崎駅西口のランドマークとして、計画的な変化を持たせ、多様性とアート性のあるデザインとする。
- 基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとする。
- シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努める。
- 施設内に交流機能の核となる広場空間を設け、川崎駅東西自由通路とデッキの高さで連結することで、都市軸を構成する。
- 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設ける。



■ 西口駅前中央地区

- 風格及び落ち着きが感じられるデザインとする。
- 基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとする。
- シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努める。
- 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設ける。

※各地区共通基準 ⇒ P7

民有地 敷地・通路・広場

■ 西口駅前北地区

- 敷地や通りは、シンボリックでゆとりと楽しさが感じられるデザインとする。



■ 西口駅前中央地区

- 敷地や通りは、風格及び落ち着きが感じられるデザインとする。

※各地区共通基準 ⇒ P8

みどり

■ 西口駅前北地区・中央地区

- 多様な緑の演出により潤いのある屋外空間をつくる。

※各地区共通基準 ⇒ P8

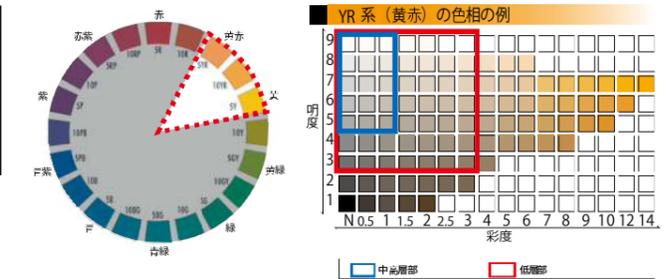


外壁の色彩

■ 西口駅前北地区

- 川崎駅西口のランドマークとして、テーマ性及びアート性を有した色彩計画とする。
- 建築物等の外壁の色彩は、下表の範囲内^{※1}とする。

	色相	明度	彩度
中高層部 (地上12mを超える部分)	5YR~4.9Y	5以上	1以下
低層部 (地上12m以下の部分)	5YR~4.9Y	3以上	3以下

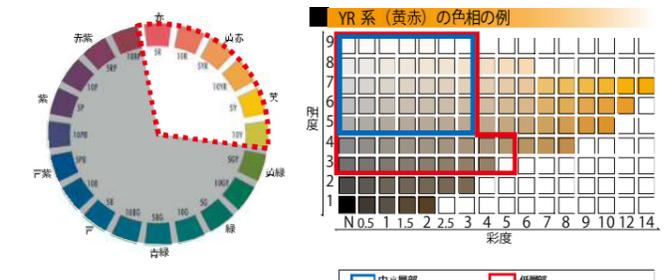


※1 建築物等の壁面の20%^{※2}を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、この基準は適用しない。
 ※2 下記を満たし、都市景観審議会の意見を聴き、市長が認める場合は40%まで拡大できる。
 ・地区のランドマークにふさわしい、質の高い建築デザインの構成要素として使用する色彩である。
 ・アクセントカラーの色数は、2色を超えない。
 ・アクセントカラーを使用する壁面は、開口部や凹凸が少ないシンプルで整形な形状である。

■ 西口駅前中央地区

- 風格及び落ち着きが感じられる色彩計画とする。
- 建築物等の外壁の色彩は、下表の範囲内^{※1}とする。

	色相	明度	彩度
中高層部 (地上12mを超える部分)	0R~9.9Y	5以上	3以下
低層部 (地上12m以下の部分)	0R~9.9Y	5以上 3以上5未満	3以下 5以下



※1 建築物等の壁面の5%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては適用しない。

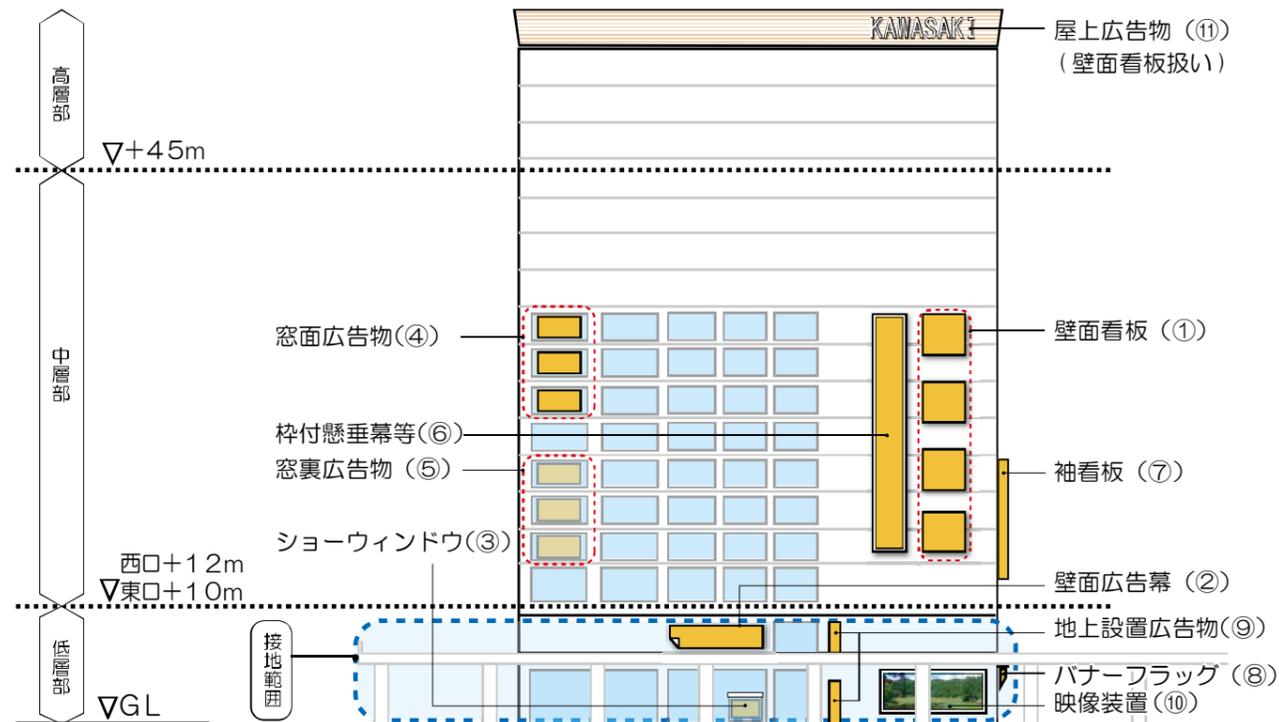
■ 西口駅前北地区・中央地区

- 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できる。



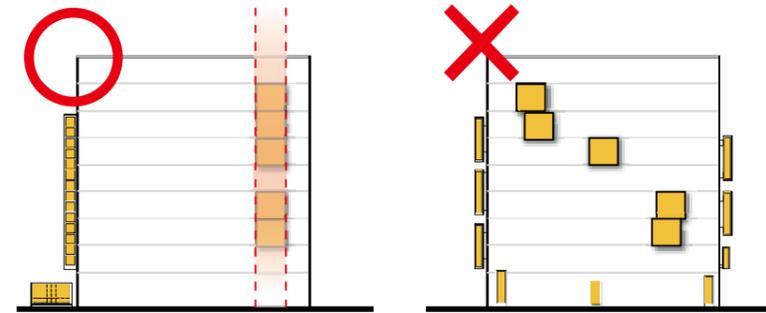
定義

- 低層部：東口駅前地区及び東口駅前東地区は地上10m、西口駅前北地区及び西口駅前中央地区は地上12m以下の部分
- 中層部：東口駅前地区及び東口駅前東地区は地上10m、西口駅前北地区及び西口駅前中央地区は地上12mを超え、地上45m以下の部分
- 高層部：地上45mを超える部分
- 接地範囲：地上又は歩行者デッキ（「接地面」）に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁面看板(①)：建築物又は工作物（「建築物等」）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁面広告幕(②)：布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- ショーウィンドウ(③)：建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するもの
- 窓面広告物(④)：窓の外側に広告表示するもの
- 窓裏広告物(⑤)：屋内の広告物のうち、窓の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠付懸垂幕等(⑥)：「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖看板(⑦)：建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- パナフレラッグ(⑧)：建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地上設置広告物(⑨)：接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮設広告物：表示期間が90日（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は365日）を超えないもの
※壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は365日）を超えるものを除く。



配置

- 広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するよう努める。



表示内容

- 広告物の表示内容は、建築物の名称又はテナントの名称とする。

※ 仮設広告物の場合はこの限りでない。
 枠付懸垂幕等、窓面広告物、窓裏広告物及び接地範囲に表示する広告物については、「自己の事業又は営業の内容（自己が販売し、若しくは提供する商品若しくはサービスの特定の名称若しくは商標又はそれらの製造元、販売元若しくは提供元の特定の者の名称若しくは商標を含む。）を表示できる。」

形状

- 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。

照明

- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。
※ ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は除く。
- 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。
- 広告物の照明は、暖かみのある雰囲気を出すために、色温度3,000K以下とすることを推奨する。
※ 切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は除く。



共通事項

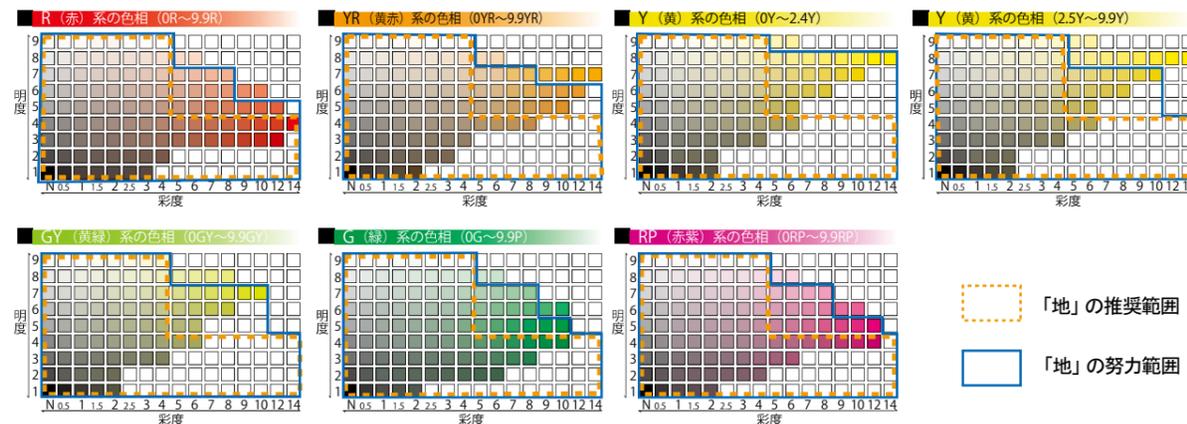
- 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう努める。

色彩のデザイン

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努める。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。

※ やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、以下に示す範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R~9.9R	5以下 7以下	14以下 8以下	0GY~9.9GY	7以下	10以下
0YR~9.9YR	6以下 7以下	14以下 8以下	0G~9.9P	5以下 7以下	10以下 8以下
0Y~2.4Y	8以下	14以下	0RP~9.9RP	5以下 7以下	12以下 8以下
2.5Y~9.9Y	7以下	10以下			



- ※ 色相及び彩度が共通し、明度のみ異なる色彩は、1色とみなす。
- ※ アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。

《イメージ：色彩のデザイン》

<p>色数: 2色 「地」の色彩: 5PB3/4 文字の色彩: N9</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: 2.5Y7/4 文字の色彩: N1</p>	<p>色数: 3色 「地」の色彩: 7.5BG3/4, 2.5YR3/3 文字の色彩: N9</p>	<p>色数: 3色 「地」の色彩: 7.5R3/6, N9 文字の色彩: N9, 5P3/3</p>
--	---	--	--

文字のデザイン

- 広告物の文字面積は40%以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の2/3以上の部分を8文字以下^{*1}の単一の文節で構成するよう努める。

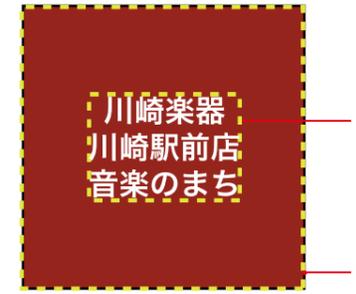


$$(a+a') / A \leq 40\%$$

a: 8文字以下
a ≥ (a+a') × 2/3

※1 会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。

- ※ (1) 広告物の文字面積を20%以下とした場合は除く。
- (2) 広告物の文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。
- (3) 広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。



$$b / B \leq 20\%$$



$$(c+c') / C \leq 50\%$$

c: 4文字以下
c ≥ (c+c') × 9/10



$$d / D \leq 60\%$$

d: 4文字以下

- ※ アルファベット等の音楽文字等の場合は、文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。
- ※ 枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2㎡以下の広告物については、適用しない。

《事例：文字のデザイン》

<p>色数: 1色 「地」の色彩: N2(N9) 「文字」の色彩: N9(N2) 文字面積: 28% 文字数: 5文字</p>	<p>色数: 1色 「地」の色彩: N3 「文字」の色彩: N9 文字面積: 20% 文字数: 3文字</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: 8BG2/3 「文字」の色彩: N9 文字面積: 41% 文字数: 16文字(9/10以上4文字以下)</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: N9 「文字」の色彩: N1 文字面積: 50% 文字数: 8文字(9/10以上4文字以下)</p>
<p>色数: 2色 「地」の色彩: 6PB2/7 「文字」の色彩: N9 文字面積: 21% 文字数: 7文字(2/3以上8文字以下)</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: 1YR3/3 「文字」の色彩: N9 文字面積: 39% 文字数: 5文字(2/3以上8文字以下)</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: 2YR2/3 「文字」の色彩: 2B2/3 文字面積: 50% 文字数: 4文字</p>	<p>色数: 2色 「地」の色彩: 7R3/10 「文字」の色彩: N9 文字面積: 56% 文字数: 4文字</p>

はじめに 位置づけ まちづくり 景観形成方針 景観形成基準(建築物・工作物) 景観形成基準(屋外広告物) 景観形成基準(公共用地) 届出の流れ

屋上広告物

- 建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。

※ 建築物と一体的なデザインとし、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、壁面看板として扱うことができる。



バナーフラッグ

- バナーフラッグの大きさは、横の長さ1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。



地上設置広告物

- 広告塔又は広告板は、縦の長さ3m以下、横の長さ5m以下、表示面積の合計30㎡以下とする。
※建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ5m以下、横の長さ4m以下、表示面積の合計40㎡以下とする。
- 広告塔又は広告板はできるだけ集約するとともに、複数設置する場合は、大きさ及び位置を揃えるよう努める。



映像装置

- 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15㎡以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20m以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1ヶ所以内とする。
- 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、接地範囲以外の位置には設置しない。



適用除外の条件（⇒ P19～22）

～壁面看板・壁面広告幕及び窓面広告物・窓裏広告物の基準について～

■ 共通

- 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとする。

■ 色彩のデザイン

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とする。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用するよう努める。
※やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、以下に示す範囲内とするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とする。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
0R～9.9R	5以下 7以下	14以下 8以下	0GY～9.9GY	7以下	10以下
0YR～9.9YR	6以下 7以下	14以下 8以下	0G～9.9P	5以下 7以下	10以下 8以下
0Y～2.4Y	8以下	14以下	0RP～9.9RP	5以下 7以下	12以下 8以下
2.5Y～9.9Y	7以下	10以下			

※ 色相及び彩度が共通し、明度のみ異なる色彩は、1色とみなす。
※ アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。

■ 文字のデザイン

- 広告物の文字面積は40%以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の2/3以上の部分を8文字以下^{※1}の単一の文節で構成する。

- ※ (1) 広告物の文字面積を20%以下とした場合は除く。
- (2) 広告物の文字面積の9/10以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。
- (3) 広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。

※1 会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。

※ アルファベット等の音素文字等の場合は、文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。
※ 仮設広告物又は接地範囲に設置する2㎡以下の広告物については、適用しない。

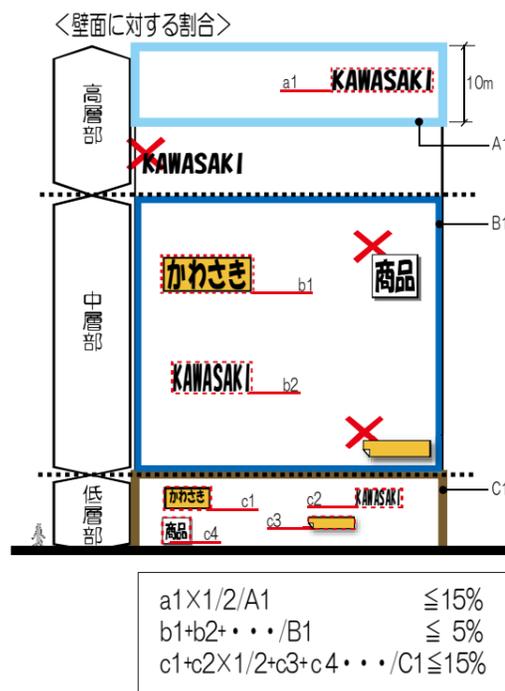
はじめに
位置づけ
まちづくり
景観形成方針
景観形成基準（建築物・工作物）
景観形成基準（屋外広告物）
景観形成基準（公共用地）
景観の流れ

壁面看板・壁面広告幕

東口駅前地区・東口駅前東地区

- 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならない。
※ 高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に1/2を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の15%以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
- 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならない。
- 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下^{*1}とする。
- 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15%以下^{*1}とする。
※ ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。

- 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ6m以下、横の長さ6m以下とする。
※ 縦の長さ3m以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とした場合は、この限りでない。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。
※ 建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。
- 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。
- 東口駅前地区は平成22年1月1日の時点、東口駅前東地区は施行日の時点で基準を超える壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件(⇒P18)に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする事ができる。



※ 当該広告物を設置する建築物等を建て替えた場合においては、この限りではない

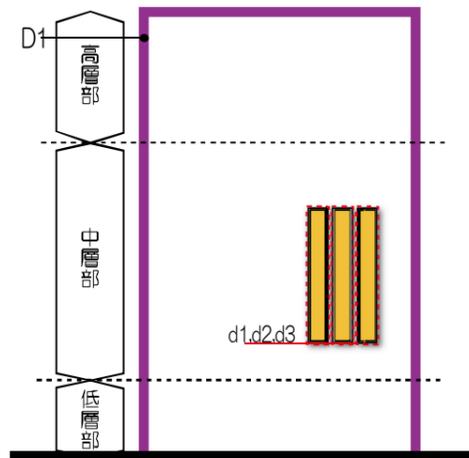
※1：切り文字の場合は、その面積に1/2を乗じて計算する。

枠付懸垂幕等

東口駅前地区・東口駅前東地区

- 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3%以下とする。
※ 90日以内の期間で掲出する場合は、その面積に1/2を乗じて計算する。
- 東口駅前地区は平成22年1月1日の時点、東口駅前東地区は施行日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積(外枠の面積)を上限とする。
※ 当該広告物を設置する建築物等を建て替えた場合においては、この限りでない。

$$d1 + d2 + d3 + \dots / D1 \leq 3\%$$



窓面広告物・窓裏広告物

東口駅前地区・東口駅前東地区

- 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。
※ 仮設広告物の場合は、この限りでない。

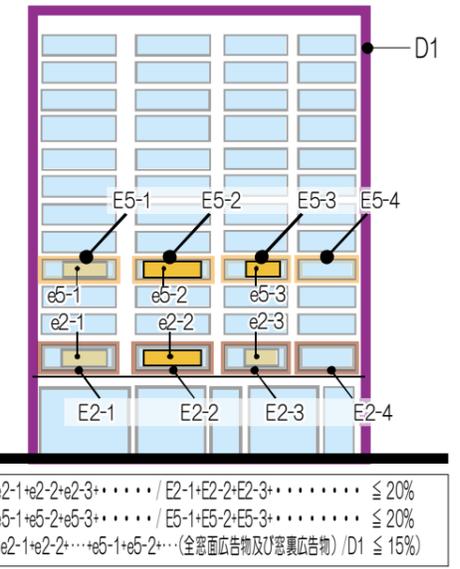
東口駅前地区

- 窓面広告物及び窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20%以下^{*1}とする。
※ 仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15%以下の場合又は接地範囲において別に定める適用除外の条件(⇒P18)に適合させた場合は、この限りでない。

東口駅前東地区

- 窓面広告物及び窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の20%以下^{*1}とする。
※ 仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15%以下の場合、接地範囲において別に定める適用除外の条件(⇒P18)に適合させた場合又は、窓面広告物を設置又は表示しない階で、全ての窓裏広告物をガラス部分に直接貼り付けず設置又は表示し、その互積の合計が、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の50パーセント以下の場合、この限りでない。

※1切り文字の場合は、その面積に1/2を乗じて計算する。



袖看板

東口駅前地区・東口駅前東地区

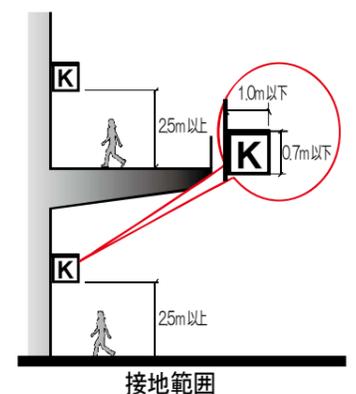
- 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
※ 東口駅前地区は平成22年1月1日時点、東口駅前東地区は施行日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。
- 東口駅前地区は平成22年1月1日の時点、東口駅前東地区は施行日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものとする事ができる。
※ 当該広告物を設置する建築物等を建て替えた場合においては、この限りでない。
- 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7m以下、壁面からの出幅1m以下とする。

東口駅前地区

- 駅前広場に面する部分に設置する袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。
※ 地上から3.5m以上の範囲で、縦の長さ25m以下、壁面からの出幅1m以下の板状で厚みのない看板を外壁の内側に組み込み、1面のみを表示することによって、壁面と一体的に認識できるようなデザインとした場合で、1の壁面につき1ヶ所以内の設置とした場合は、壁面看板として扱うことができる。
- 駅前広場に面しない部分に設置する袖看板で、接地範囲以外の位置に設置するものは、1の壁面につき1ヶ所とする^{*1}。この場合において袖看板は、縦の長さ20m以下、壁面からの出幅1m以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しない。
※1：複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1ヶ所の袖看板とみなす。

東口駅前東地区

- 接地範囲以外の位置に設置する袖看板は、1の壁面につき1ヶ所とする^{*1}。この場合において、袖看板は、縦の長さ25メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しない。
※1：複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1ヶ所の袖看板とみなす。

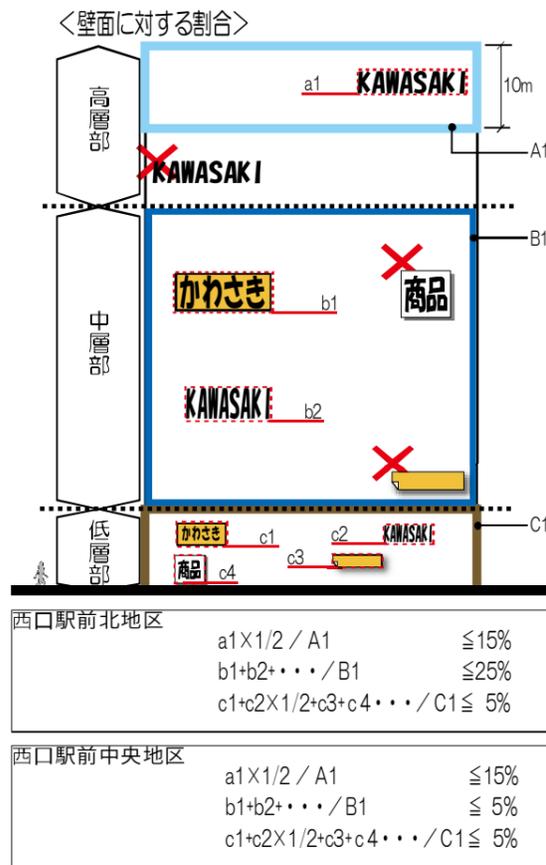


はじめに
位置づけ
まちづくり
景観形成方針
景観形成基準(建築物・工作物)
景観形成基準(屋外広告物)
景観形成基準(公共用地)
届出の流れ

壁面看板・壁面広告幕

西口駅前北地区・中央地区

- 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならない。
※高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に1/2を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の15%以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
- 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならない。
- 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。
- 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件(⇒P18)に適合させる場合に限る。壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。
※当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。



西口駅前北地区

- 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の25%以下^{※1}とする。
- 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5%以下^{※1}とする。
※ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
- 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ8m以下、横の長さ8m以下とする。
※縦の長さ3m以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とした場合は、この限りでない。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。
※建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。

西口駅前中央地区

- 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下^{※1}とする。
- 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5%以下^{※1}とする。
※ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
- 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ4m以下、横の長さ4m以下とする。
※縦の長さ3m以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とした場合は、この限りでない。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。
※建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。

※1: 切り文字の場合は、その面積に1/2を乗じて計算する。

枠付懸垂幕等

西口駅前北地区・中央地区

- 枠付懸垂幕等は、設置しない。

窓面広告物・窓裏広告物

西口駅前北地区・中央地区

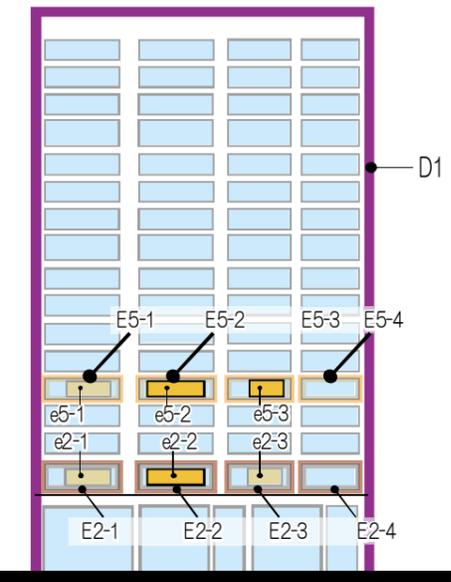
- 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。
※仮設広告物の場合は、この限りでない。
- 窓面広告物及び窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとに窓面積の合計の10%以下^{※1}とする。
※仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3%以下の場合又は接地範囲において別に定める適用除外の条件(⇒P18)に適合させた場合は、この限りでない。

※1: 切り文字の場合は、その面積に1/2を乗じて計算する。

$$e2-1+e2-2+e2-3+\dots / E2-1+E2-2+E2-3+\dots \leq 10\%$$

$$e5-1+e5-2+e5-3+\dots / E5-1+E5-2+E5-3+\dots \leq 10\%$$

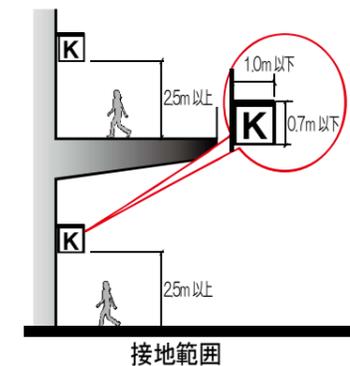
$$(e2-1+e2-2+\dots+e5-1+e5-2+\dots) / D1 \leq 3\%$$



袖看板

西口駅前北地区・中央地区

- 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
※平成22年1月1日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。
- 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7m以下、壁面からの出幅1m以下とする。
- 接地範囲以外の位置には設置しない。



はじめに
位置づけ
まちづくり
景観形成方針
景観形成基準(建築物・工作物)
景観形成基準(屋外広告物)
景観形成基準(公共用地)
届出の流れ

各地区共通

駅前広場のデザインは、「図」と「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりやすい景観を形成する。

■舗装(歩道)

- 歩道部の舗装は、洗練されたシンプルな質感のある素材を使用したデザインとする。
- 異なる舗装材の取り合いについては、境界のデザインに配慮する。
- 開放感のある景観を創出するため、無電柱化を図る。



■工作物

- 横断防止柵、車止め、街灯、ベンチ、バス乗場上屋、ペDESTリアンデッキその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- 横断防止柵、車止め及び街灯は、「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とする。



■照明

- 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源として色温度3,000K程度とする。



■サイン

- 各種サインは、適切に情報を伝達できるようなシンプルでわかりやすい表示とし、歩行者が認識しやすい配置とするよう努める。
- 各種サインの「地」の部分の色彩は、シンプルな単色とし、白抜き文字等がくっきりと浮かび上がるような明度の低いものを基本とする。
- 各種サインの統一、ピクトグラム及び多言語によるユニバーサルデザインへの配慮等、わかりやすい表示を行う。



東口駅前地区・東口駅前東地区

明るく開放的で、広域拠点としての都市の魅力を感じさせるデザインとする。

■舗装(歩道)

- 歩道部の舗装は、低明度の無彩色とする。



■工作物

- 地下街への入口、機械室及びトイレ等の上屋並びにペDESTリアンデッキ等の構造物は、白色を基本とし、ガラスを用いる等、明るく開放的なデザインとする。
- 地下街への中央入口、東西連絡通路、北口自由通路に設置する屋根は、ゲート性を持たせるとともにシンプルで象徴的なデザインとする。



西口駅前北地区・西口駅前中央地区

風格及び落ち着きを感じさせるデザインとするとともに、立体的で回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間及び新たな都市活動の場を創出する。

■舗装(歩道)

- 歩道部の舗装は、無彩色又は低彩度、かつ、低明度の暖色とする。



■工作物

- ペDESTリアンデッキは、無彩色又は低彩度の暖色とする。
- ペDESTリアンデッキは、建築物基壇部の連続的な街なみと調和したシンプルなデザインとし、回遊性の高い歩行者空間を創出する。



景観形成基準の適用除外、届出の手続き

建築物又は工作物の形態意匠の制限についての適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。

- 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限についての適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

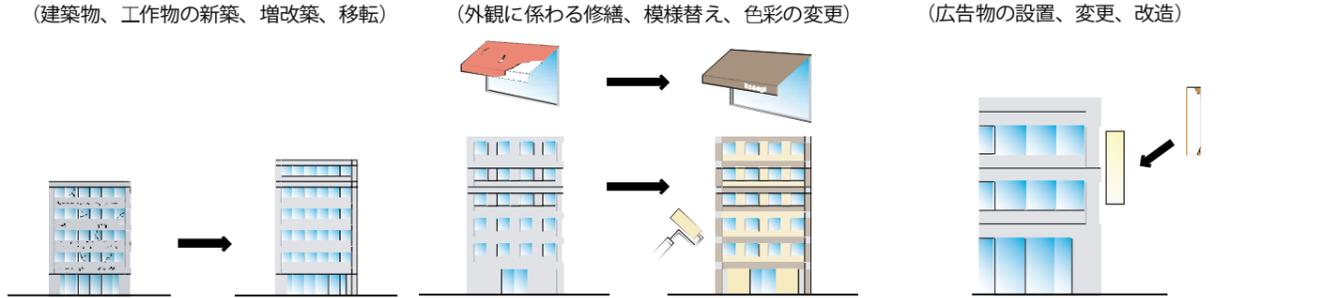
また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

- 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1㎡以下の場合
- 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合
- 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- 東口駅前東地区において、駅前広場から望めない部分に表示し、又は設置する場合
- その他市長が認める場合



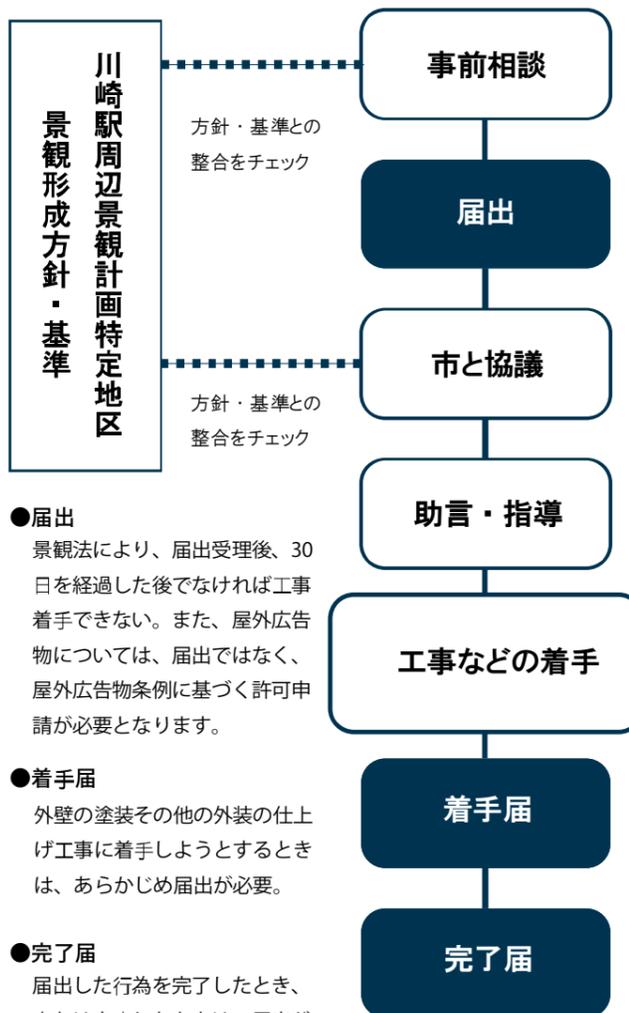
届出が必要となる行為

- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係わる修繕もしくは模様替えまたは外観の色彩の変更
(建築物、工作物の新築、増改築、移転)
- 外観に係わる修繕、模様替え、色彩の変更
(外観に係わる修繕、模様替え、色彩の変更)
- 広告物の表示もしくは広告物を掲出する工作物の設置または広告物もしくは広告物を掲出する工作物の変更もしくは改造
(広告物の設置、変更、改造)



- その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為
- 【屋外広告物条例による許可が必要です】

届出の手順



- 届出
景観法により、届出受理後、30日を経過した後でなければ工事着手できない。また、屋外広告物については、届出ではなく、屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となります。
- 着手届
外壁の塗装その他の外装の仕上げ工事に着手しようとするときは、あらかじめ届出が必要。
- 完了届
届出した行為を完了したとき、または中止したときは、届出が必要。

届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、その面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、築造面積の合計が10平方メートル以下、かつ、外部の面積が10平方メートル以下のもの
- 市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

既存のものへの基準の適用について

- 届出を開始する日に既に存在する建築物、工作物、広告物などで基準に適合しないもの（既存不適格物件）については、現存するままで存置する限り、都市景観条例の上の是正義務は発生しない。
- 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準どおりであれば、その他既存不適格物件の是正義務は生じないものとする。
- 既存不適格物件の部分的な変更は、基準が満たされる具体的な計画（改善計画）に基づいて行うものとする。